

# 調 整 率 表

市区町村名： 秩父郡皆野町

秩父税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率								
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
お	大淵	農業振興地域内の農用地区域									
		1 関口、上殿、下殿、丸山、合ノ道川附		1.00	1.00						
		2 上記以外の地域		1.00	1.00						
		上記以外の地域									
		1 関口、上殿、下殿、丸山、合ノ道川附									
		(1) 主要地方道皆野両神荒川線沿	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00				
		(2) 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00				
		2 中野、道合、前原、屋敷前 オリョウガイド、橋場、山ノ根 上ノ台、壱貫目、クロボ									
		(1) 主要地方道皆野両神荒川線沿	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00				
		(2) 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00				
		3 上記以外の地域	0.95	—	1.00	1.00	1.00				
		か	金崎	梁瀬、大塚、岩下、中、親鼻、川久保							
1 国道140号線沿	0.95			1.00	1.00	1.00	1.00				
2 町道1号線沿	0.95			1.00	1.00	1.00	1.00				
3 上記以外の地域	0.95			1.00	1.00	1.00	1.00				
馬場、腰、若宮、中丸											
1 町道54号線沿	0.95			—	1.00	1.00	1.00				
2 上記以外の地域	0.95			—	1.00	1.00	1.00				
上記以外の地域	0.95			1.00	1.00	1.00	1.00				
金沢	全域			0.85	0.90	0.90	0.90	0.90			
上日野沢	全域			0.95	—	1.00	1.00	1.00			
く	国神			農業振興地域内の農用地区域							
				1 関谷、蟹沢口、宮ノ前		1.00	1.00				
		2 上記以外の地域		1.00	1.00						
		上記以外の地域									
		1 関谷、蟹沢口、宮ノ前									
		(1) 主要地方道皆野両神荒川線沿	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00				
(2) 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00						

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名： 秩父郡皆野町

秩父税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
く	国神	2 大柵、南原、上ノ平、峯岸、柴岡原、田代、北田代、新井、国神							
		(1) 主要地方道秩父児玉線沿	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
		(2) 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
し	下田野	3 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
		農業振興地域内の農用地区域							
		1 中居、中道上、中道下、上川端下川端、田端、寺の前、柳井戸		1.00	1.00				
	2 上記以外の地域		1.00	1.00					
	上記以外の地域								
	1 中居、中道上、中道下、上川端下川端、田端、寺の前、柳井戸中嶋	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00			
	2 小滝、小関、関場、岩崎	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00			
	3 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00			
	下日野沢	全域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
	の	野巻	高橋沢、内手、朝日、薄谷、前原、神ノ巻	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	
上記以外の地域			0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
み	三沢	全域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
	皆野	都市計画の用途地域の指定がある地域	0.95	周比準	周比準	比準	比準		
		上記以外の地域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		1.00	1.00				
		2 上記以外の地域							
		(1) 上富沢、下富沢、上根岸、中根岸下根岸、上中、下中、大塚、木毛中之芝、毛無塚	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
		(2) 半縄、吉丸、上土京、下土京	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
		(3) 上戦場、中戦場、下戦場、鬼畜道	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		
		(4) 上記以外の地域	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。